

～2026年4月16日

2026年4月28日～

[\(2026年1月30日現在\)](#)

[\(2026年4月28日現在\)](#)

docomo business ANCARサービス利用規約 別冊(Analyze)

docomo business ANCARサービス利用規約 別冊(Analyze)

第1章～第4章 (略)
第5章 データの取扱い
第6条～第7条 (略)
(データの利用)

第1章～第4章 (略)
第5章 データの取扱い
第6条～第7条 (略)
(データの利用)

第8条 共通編第25条(データの利用)第3項に定めるデータは次のとおりとします。

第8条 共通編第25条(データの利用)第3項に定めるデータは次のとおりとします。

(1) 料金請求データ、詳細集計データ、統計データ及び混雑状況データ

(1) 料金請求データ、詳細集計データ、統計データ、混雑状況データ及び履歴データ

2 (略)

2 (略)

第9条 (略)

第9条 (略)

別紙1 docomo business ANCAR Analyzeサービス提供条件等

別紙1 docomo business ANCAR Analyzeサービス提供条件等

1 メニュー一覧

1 メニュー一覧

メニュー	内容						
docomo business ANCAR Analyzeサービス(メニュー1)	(1)～(3) (略) 備考 1 (略) 2 データの削除 (1) (略) (2)スタンダードプランの廃止、混雑状況表示機能の廃止があったときは、登録IDに対する廃止日以降の混雑状況データの取得を停止し、当該廃止日から5営業日以内に混雑状況データを削除します。また混雑状況表示機能の登録対象である着信課金番号又は特定着信番号が登録対象外となったときは当該着信課金番号又は特定着信番号に対する混雑状況データを削除します。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無料プラン</td> <td>(1)料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って12暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から12暦月後にすべての料金請求データは削除します。</td> </tr> <tr> <td>スタンダードプラン</td> <td>(1) 料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って24暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から24暦月後にすべての料金請求データは削除します (2)詳細集計データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定</td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	無料プラン	(1)料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って12暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から12暦月後にすべての料金請求データは削除します。	スタンダードプラン	(1) 料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って24暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から24暦月後にすべての料金請求データは削除します (2)詳細集計データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定
区別	内容						
無料プラン	(1)料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って12暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から12暦月後にすべての料金請求データは削除します。						
スタンダードプラン	(1) 料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って24暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から24暦月後にすべての料金請求データは削除します (2)詳細集計データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定						

メニュー	内容						
docomo business ANCAR Analyzeサービス(メニュー1)	(1)～(3) (略) 備考 1 (略) 2 データの削除 (1) (略) (2)スタンダードプランの廃止、混雑状況表示機能の廃止があったときは、登録IDに対する廃止日以降の混雑状況データの取得を停止し、当該廃止日から5営業日以内に混雑状況データを削除します。また混雑状況表示機能の登録対象である着信課金番号又は特定着信番号が登録対象外となったときは当該着信課金番号又は特定着信番号に対する混雑状況データを削除します。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無料プラン</td> <td>(1)料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って12暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から12暦月後にすべての料金請求データは削除します。</td> </tr> <tr> <td>スタンダードプラン</td> <td>(2) 料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って24暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から24暦月後にすべての料金請求データは削除します (2)詳細集計データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号</td> </tr> </tbody> </table>	区別	内容	無料プラン	(1)料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って12暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から12暦月後にすべての料金請求データは削除します。	スタンダードプラン	(2) 料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って24暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から24暦月後にすべての料金請求データは削除します (2)詳細集計データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号
区別	内容						
無料プラン	(1)料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って12暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から12暦月後にすべての料金請求データは削除します。						
スタンダードプラン	(2) 料金請求データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って24暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から24暦月後にすべての料金請求データは削除します (2)詳細集計データ 特定の契約者に対する当社又は契約者が行う当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号						

～2026年4月16日

2026年4月28日～

番号着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って3暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から3暦月後にすべての料金請求データは削除します
 (3)保存データ
 特定の契約者に対する当社又は契約者が行うての当社の電話電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の廃止があったときは保存データを削除します。

着信機能の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って3暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から3暦月後にすべての料金請求データは削除します
 (3)保存データ
 特定の契約者に対する当社又は契約者が行うての当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能の廃止があったときは保存データを削除します。

[docomo business ANCAR Analyzeサービス\(メニュー2\)](#)
[\(IPVoice発着信表示機能\)](#)

(1) [申込\(契約者ID\)単位で、当社のIP通信網サービス契約約款別冊\(シェアードIP-PBXサービス\)に定める第6種シェアードIP-PBX契約者\(本欄においてシェアードIP-PBX契約者といいます。\)](#)に付与された電気通信番号の料金請求情報等のデータ(以下「[料金請求データ](#)」といいます。)[を集計しグラフ等に可視化し、シェアードIP-PBX契約者に付与された電気通信番号の料金請求データの履歴\(以下、履歴データといいます。\)](#)を表示するサービス

(2) [メニュー2](#)には次表に掲げるプランがあります。

<p>スタンダードプラン</p>	<p>(1) 申込(契約者ID)単位で、シェアードIP-PBX契約者に付与された電気通信番号の料金請求データを集計しグラフ等に可視化する機能及び履歴データを表示します。 (2) 本プランはメニュー1のスタンダードプラン契約者に限り提供します。 (3) 料金請求データは当月から遡って25暦月分(当月分を含みます。)のデータとなります。 (4) 履歴データの表示は当月から遡って4暦月分(当月分を含みます。)のデータとなります。 (5) 料金請求データ及び履歴データの表示までに、10営業日程度要する場合があります。</p>
----------------------------------	---

備考

1 データの削除

(1) [docomo business ANCAR Analyzeサービス及びIP通信網サービス契約約款別冊\(シェアードIP-PBX\)に定める第6種シェアードIP-PBXサービス\(以下、本欄において第6種シェアードIP-PBXサービスといいます。\)](#)の廃止のほか、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う[docomo business ANCAR Analyzeサービス又は第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約の全部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、料金請求データ及び履歴データを削除します。](#)なお、特定の契約者に対する当社又は契約者が行う[第6種シェアードIP-PBX契約の一部の廃止があったときは、次表のとおりデータを削除します。](#)

(2) [メニュー1のスタンダードプランの廃止、メニュー2のスタンダードプランの廃止があったときは、登録IDに対する廃止日以降の料金請求データの取得を停止し、当該廃止日から5営業日以内に料金請求データ及び履歴データを削除します。](#)また[メニュー2のスタンダードプランの対象である電気通信番号がスタンダードプラン](#)

～2026年4月16日

2026年4月28日～

[の対象外となったときは当該電気通信番号に対する料金請求データ及び履歴データを削除します。](#)

区 別	内 容
スタンダードプラン	(1) 料金請求データ ・特定の契約者に対する当社又は契約者が行う第6種シェアードIP-PBX契約の廃止又は対象である電気通信番号の一部の廃止があったときは、廃止日以降の料金請求データの取得を停止します。 ・料金請求データは当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って24暦月分の料金請求データのうち最も古い料金請求データは削除し、廃止月から24暦月後にすべての料金請求データを削除します。 (2)履歴データ ・履歴データは当該廃止翌月から毎月、廃止月より遡って3暦月分の履歴データのうち最も古い履歴データは削除し、廃止月から3暦月後にすべての履歴データを削除します。

2 各メニュー等の提供条件

(1) docomo business ANCAR Analyzeサービス

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
(略)	(略)
料金請求データ	当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能 又は 地域指定特定番号着信課金機能の料金請求等のデータ。本データは共通編第24条(データの取扱い)に定める契約者データに該当します。
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)	(略)
(略)	(略)

各メニュー等の提供条件

(1) docomo business ANCAR Analyzeサービス

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
(略)	(略)
料金請求データ	当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能、地域指定特定番号着信課金機能 及び IP通信網サービス契約約款別冊(シェアードIP-PBX)に定める第6種シェアードIP-PBX契約に係る料金請求等のデータ。本データは共通編第24条(データの取扱い)に定める契約者データに該当します。
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
履歴データ	当社のIP通信網サービス契約約款別冊(シェアードIP-PBX)に定める第6種シェアードIP-PBX契約に係る料金請求等の履歴データ。本データは共通編第24条(データの取扱い)に定める契約者データに該当します。
(略)	(略)
(略)	(略)
電気通信番号	当社のIP通信網サービス契約約款別冊(シェアードIP-PBX)に定める第6種シェアードIP-PBX契約者に当社が付与する電話番号

～2026年4月16日

2026年4月28日～

(B) 提供条件

・(略)

・(略)

・(略)

(C) 利用に関する条件

(docomo business ANCAR Analyzeサービス(メニュー1)の利用)

(略)

(D) 責任の制限

・当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能に係る契約から請求データを受信できない場合は、当社はdocomo business ANCAR Analyzeサービスの機能を正常に提供できないことがあります。

(e) 料金請求

・(略)

B 料金額

docomo business ANCAR Analyzeサービスの利用料金は次のとおりとします。

(月額)

区 別	単 位	料金額
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(B) 提供条件

・(略)

・[docomo business ANCAR Analyzeサービス\(メニュー2\)の利用には当社のIP通信網サービス契約約款別冊\(シェアードIP-PBX\)に定める第6種シェアードIP-PBX契約が必要です。](#)

・(略)

・(略)

(C) 利用に関する条件

(docomo business ANCAR Analyzeサービス(メニュー1)の利用)

(略)。

[\(docomo business ANCAR Analyzeサービス\(メニュー2\)の利用\)](#)

・[登録できる電気通信番号は当社のIP通信網サービス契約約款別冊\(シェアードIP-PBX\) 第73条の8\(第6種シェアードIP-PBX契約者のIPセントレックス番号\)の規定に基づき当社が付与する番号であって、docomo business ANCAR Analyzeサービスに係る契約者とその第6種シェアードIP-PBX契約者が同一名義の番号に限ります。](#)

・[IP Voice発着信状況表示機能で登録した電気通信番号が属する第6種シェアードIP-PBX契約で追加番号機能を利用している場合は、追加番号も対象となります。](#)

(D) 責任の制限

・当社の電話等サービス契約約款に定める地域指定着信課金機能又は地域指定特定番号着信機能及びIP通信網サービス契約約款別冊(シェアードIP-PBX)に定める第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約から請求データを受信できない場合は、当社はdocomo business ANCAR Analyzeサービスの機能を正常に提供できないことがあります。

(E) 料金請求

・(略)

B 料金額

docomo business ANCAR Analyzeサービスの利用料金は次のとおりとします。

[\(A\) メニュー1に係るもの](#)

(月額)

区 別	単 位	料金額
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

～2026年4月16日

2026年4月28日～

(B) メニュー2に係るもの

(a) スタンダードプランに係るもの

(月額)

区 別	単 位	料 金 額	
		履歴データが 表示可能なも の	履歴データが 表示できない もの
<u>電気通信番号の合計数(以下、「合計番号数」といいます)が1番号ごとの登録</u>	<u>登録IDごとに</u>	<u>25,000円</u> <u>(27,500円)</u>	<u>25,000円</u> <u>(27,500円)</u>
	<u>登録番号ごとに最大5番号まで</u>	<u>5,000円</u> <u>(5,500円)</u>	
<u>合計番号数が50番号までの登録</u>	<u>登録IDごとに</u>	<u>100,000円</u> <u>(110,000円)</u>	
<u>合計番号数が200番号までの登録</u>	<u>登録IDごとに</u>	<u>175,000円</u> <u>(192,500円)</u>	
<u>合計番号数が6,000番号までの登録</u>	<u>登録IDごとに</u>	<u>325,000円</u> <u>(357,500円)</u>	

備考

- ・登録IDは本サービスの申込単位に払い出します。
- ・利用開始日を含む料金月については日割せず、翌料金月から料金を適用します。
- ・各登録ID及び登録番号について、特定の合計番号数の登録を行った場合は、登録日から起算して1か月の間他の合計番号数への変更はできません。
- ・各登録IDについて、スタンダードプランの廃止を行った場合は、登録日から起算して1か月の間スタンダードプランの申込はできません。

▲docomo business ANCARサービス利用規約 共通編

附則(令和8年4月24日 CAS1サ000400010947-01号)

この改正規定は、令和8年4月28日から実施します。